

## 1. 2014年度 新入社員の初任給

長引くデフレからの脱却、消費税率の引き上げ等に向けて、政府による賃上げ要請が行われるなど、例年以上に話題になることの多かった今年の春闘。注目されていた方も多かったのではないのでしょうか。今回は、その点に関連して、(財)労務行政研究所から発表された「2014年度 新入社員の初任給調査」結果の内容をご紹介します。なお、ここで、初任給とは、原則として時間外手当と通勤手当を除く、諸手当込みの所定内賃金をいい、結果については東証第1部上場企業1696社と、生命保険、新聞、出版でこれに匹敵する大手企業11社を加えた合計1707社のうち、回答のあった237社を集計したものです。

まず、2014年度の初任給を前年度と同額に据え置いた企業は75.5%ありました。おおむね4社に3社で、一見多いようですが、前年度は95.4%であったのと比べると、20.1ポイント減少したことになります。やはり、賃上げの影響が出ているといえそうです。なお、初任給を全学歴で引き上げた企業は、13年度4.2%、14年度23.2%と、19ポイント増えています。

次に、初任給の水準ですが、大学卒(一律設定)20万6258円(、大学院卒修士22万2998円、短大卒17万4329円、高校卒(一律設定)16万1687円となっています。本来、賃金の決定については契約の問題であり、最低賃金を下回るような場合は別として、契約当事者、すなわち労使間の問題です。その点に政府が口出しすることなどできるはずもなく、仮にそうであったとしても耳を貸す必要もないわけですが、それでも要請を聞き入れた企業が多かったということでしょうか。

## 2. 「待機時間」の扱いはどうすればよい？

業務時間中の「手待ち時間」は“労働時間”それとも“休憩時間”でしょうか？先日、賃金を支払わなかったトラックドライバーの待機時間(手待ち時間)について、「荷物管理を要求されて移動や連絡待ちもあり、休憩時間と評価するのは相当でない」として、労働時間に該当するとする判決が出ました(4月24日横浜地裁相模原支部)。会社側は、「待機中は休憩も自由であり、労働時間には該当しない」と主張していましたが、裁判所はこれを認めず、従業員・元従業員計4人に対する未払い賃金約4,289万円と、これと同額の付加金の支払いを会社に命じました(会社側の弁護士は「判決を精査したうえで今後の対応を考えたい」としており、今度控訴する可能性もあります)。

これらのように、待機時間以外にも深夜勤務の場合の仮眠時間や昼休みの電話当番の時間などが、実務上、労働時間になるのか休憩時間になるのかが度々問題になります。厚生労働省の通達では、「休憩時間とは単に作業に従事しない手待ち時間を含まず労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間の意であって、その他の拘束時間は労働時間として取扱うこと」とされています。また、同省のホームページでは、「私の職場では、昼休みに電話や来客対応をする昼当番が月に2~3回ありますが、このような場合は勤務時間に含まれるのでしょうか？」という問いに対し、「休憩時間は労働者が権利として労働から離れることが保障されていなければなりません。従って、待機時間等のいわゆる手待ち時間は休憩に含まれません。ご質問の昼休み中の電話や来客対応は明らかに業務とみなされますので、勤務時間に含まれます。従って、昼当番で昼休みが費やされてしまった場合、会社は別途休憩を与えなければなりません。」と回答しています。特定の時間帯が労働時間に該当するか休憩時間に該当するかについて曖昧になっているケースは多く、非常にトラブルが生じやすい問題ですが、「労働時間に該当する時間」、「休憩時間に該当する時間」を社内ではっきりさせておき、労使双方が納得したうえで規定化しておくことがトラブルを防止するための1つのポイントと言えるでしょう。

### ● 編集後記 ●

GWに「安近短」の代名詞の鎌倉に行ってきました。数年前に行ったときより劇的に人が多かったです(人気なんですかね...)。鎌倉観光テッパンの大仏殿の高徳院や建長寺、円覚寺、そして今、はまっているテレビドラマのロケ地の「極楽寺」周辺をうろうろしました(ミーハー)。鶴岡八幡宮の大銀杏の木の倒木跡から、青い芽が出始めていました。がんばれイチョウ！今回のお目当ての一つの『生しらすと蒸ししらすのハーフ丼』もしっかり堪能しました。美味~♪(秋山)



あおぞら人事・労務サポート  
特定社会保険労務士  
秋山幸子 (登録NO.13050514)  
三鷹市下連雀3-38-4  
三鷹産業プラザ307  
TEL:0422-24-8625  
FAX:0422-24-8605  
E-mail: info@aozora-sr.com  
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士  
秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)